

生徒会の会則

第1章 総 則

第1条（名称） 本会は鳩ヶ谷中学校生徒会と称する。

第2条（目的） 本会は会員の民主的な理想のもとに、自主的により良き学校生活を営み、集団の道徳を身につけ、良き社会人となることを目的とする。

第3条（仕事） 本会は前条の目的をなしとげるため、次の仕事を行う。第3条（種類） 専門委員会としては、次のものを設置する：

1. 校内生活に関する事
2. 校外生活に関する事
3. 文化活動に関する事
4. 体育活動に関する事

第2章 会員及び顧問

第4条（会員） 本校に在学するすべての生徒をもって会員とする。

第5条（会員の権利） 会員は本会のすべての活動に平等に参加することができる。

第6条（会員の義務） 会員はすべて本会の活動に参加し、決定に従わなければならない。
また、会員は決められた会費を納入しなければならない。

第7条（顧問） 本校教職員をもって顧問とする。

第3章 機 関

第8条（機関の種類） 本会に次の機関を置く。

1. 生徒総会
2. 中央委員会
3. 本部役員
4. 各種専門委員会
5. 学級会
6. 部

第1節 生徒総会

第9条（生徒総会） 生徒総会は本会の最高議決機関で全会員をもって構成し、年に1回、生徒会長が招集する。

ただし、中央委員会、本部役員で必要と認めた場合、生徒会長が学校長の承認を得てこれを招集することができる。

付則 子の細則は平成22年後期より施行する。

第10条（生徒総会の仕事） 生徒総会では次のようなことを行う。

1. 予算の承認と決算の報告
2. 会則改正
3. その他必要と認めたこと

第2節 中央委員会

第11条（中央委員会） 中央委員会は生徒総会の代行議決機関であり、本会役員及び各学年の学年委員長1人、各種専門委員長1人で構成し、毎月1回定例に開く。

ただし、学級委員の5分の1以上の要求があった時、及び本部役員または会長が必要と認めた時は臨時に開くことができる。

第12条（中央委員会の仕事） 中央委員会では次のようなことを行う。

1. 本会の予算に関する事
2. 本会の決算に関する事
3. 本会の細則の決定及び変更に関する事
4. 各種専門委員会の設置及び必要とすること
5. 部の設置及び廃止に関する事
6. その他生徒会から任せられたこと
7. 必要と認められたこと

第3節 本部役員

第13条（本部役員） 本部役員は執行機関であり、会長、副会長、書記、会計で構成する。

第14条（本部役員の仕事） 本部役員では次のようなことを行う。

1. 生徒総会、中央委員会の決議の執行に関する事
2. 生徒総会、中央委員会の議案を作る事
3. 生徒総会、中央委員会から任されたこと
4. その他必要なこと

第4節 各種専門委員会

第15条（各種専門委員会） 本会の活動を有効に進めるために必要に応じて各種の専門委員会を設置する。

（各種専門委員会についての細則は別に定める）

第5節 学級会

第16条（学級会） 運営は各クラスに任せる。

第6節 部

第17条（部） 部は本会の活動の重要な部分であり、全会員がいずれかの部に加入し、活動することを原則とする。（部についての細則は別に定める）

第4章 役員

第18条（役員の種類） 本会に次の役員をおく。

会 長 1 名

副会長 2 名

書 記 2 名

会 計 2 名

各種専門委員長 6 名

第19条（会 長） 会長は本会を代表し、会務執行の最高責任者である。任期は1年とする。

第20条（副会長） 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代理となる。任期は1年とする。

なお、2年生、1年生より各1名選ばれる。

第21条（各種専門委員長） 各種専門委員長は正副会長を補佐し、会務の執行を進める。任期は半年とし、前期は3年生より6名後期は2年生より6名選ばれる。

第22条（書 記） 書記は本会の会務の執行と事務を行う。任期は1年とする。

なお、2年生、1年生より各1名選ばれる。

第23条（会 計） 会計は本会の会計事務を行う。任期は1年とする。

なお、2年生、1年生より各1名選ばれる。

第5章 選 挙

第24条（選 挙） 本会の役員はすべて全会員の直接無記名投票によって選ばれる。（役員選挙についての細則は別に定める）

第6章 会 議

第25条（会議の原則） 本会の会議は、すべて構成員の3分の2以上の出席で成立し、議決は出席員の過半数の賛成を必要とする。（会議運営についての細則は別に定める）

第7章 会 計

第26条（経 費） 本会の経費は収入をもってあてる。

1. 会 費 2. その他の収入

第27条（会計年度） 会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終る。

第8章 保 留 権

第28条（保留権） 学校長は学校の運営に責任をもつものであるから、本会の決定が学校運営に支障をきたすと認めた場合には保留する権限をもつ。

第9章 会則改正

第29条（改 正） 本会則の改正には学級委員の3分の2以上の賛成を得て、生徒総会における無記

名投票で全会員の過半数の賛成を必要とする。

第10章 付 則

第30条（施 行） 本会則は昭和42年9月1日より施行する。

本会則は昭和48年7月17日より改正施行する。

本会則は昭和55年10月1日より改正施行する。

本会則は平成11年4月1日より改正施行する。

本会則は平成29年4月1日より改正施行する。

各種専門委員会

生徒会会則第15条に基づいて設置されている専門委員会は次の通り

1. 清掃美化委員会
2. 保健委員会
3. 体育委員会
4. 図書広報委員会
5. 給食委員会
6. 放送委員会